

令和元年

総務産経常任委員会会議録

令和元年12月10日

田上町議会

令和元年第7回定例会  
総務産経常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和元年12月10日 午前9時
- 3 出席委員  
3番 藤 田 直 一 君                      10番 松 原 良 彦 君  
4番 渡 邊 勝 衛 君                      11番 池 井 豊 君  
5番 小 嶋 謙 一 君                      12番 関 根 一 義 君  
8番 椿 一 春 君
- 4 委員外出席議員  
議長 熊 倉 正 治 君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
町 長 佐 野 恒 雄                      地域整備課長 土 田 覚  
副 町 長 吉 澤 深 雪                      産業振興課長 佐 藤 正  
総 務 課 長 鈴 木 和 弘
- 7 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 渡 辺 明  
書 記 中 野 祥 子
- 8 傍聴人  
三條新聞社 議会議員 高橋秀昌      議会議員 中野和美  
議会議員 品田政敏
- 9 本日の会議に付した事件  
承認第 4号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算(第4号)）の報告  
について  
承認第 5号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算(第5号)）の報告につ  
いて  
議案第56号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例  
に関する条例の制定について

- 議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第58号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第60号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第62号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について
- 議案第63号 田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事請負契約について
- 議案第64号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中  
第1表 歳入  
第1表 歳出の内  
1 款 議会費  
2 款 総務費（1項1目、7目、5項）  
6 款 農林水産業費  
7 款 商工費  
8 款 土木費  
第2表 地方債補正
- 議案第65号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第68号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。

これより令和元年第7回定例会における総務産経常任委員会を開きます。

今日は、傍聴人として、高橋議員、中野議員、品田議員、3名の方の傍聴の申し入れを受けておりますので、これを許可しております。

また、三條新聞におかれましても傍聴を許可しております。

では、町長、挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） では、改めましておはようございます。

今日は、総務産経常任委員会ということで、朝早くから大変ご苦労さまでございます。先ほど除雪といたしますか、天気の話が出ていたようでございましたけれども、本当に12月にしては珍しいような天気、また温かさが続いております。大変しのぎやすいといたしますか、ありがたい話なのではありますけれども、一方で最近非常に地球温暖化ということが頻繁に話、話題が出てくるようであります。そういうことを考えますと、この温かさ、この天気もそう喜んでばかりもいられないのかなというふうに思っておるところであります。

今日は12月の10日。きのう、おとつ、12月の8日の日に、アフガニスタンで長い間人道支援をやってこられた中村哲氏が日本に戻って参りました。それこそ銃弾を受けての日本に戻られたわけでございますけれども、くしくもその12月の8日が太平洋戦争に突入した日です。78年前の12月8日に真珠湾攻撃があり、そこから太平洋戦争が勃発をしたと。それは、中村哲氏とその太平洋戦争は別に関係はありませんけれども、世界中の誰もが平和を望みながら何で戦争はなくなるのかと。本当に8日の日、おとつ、戦争とは、平和とはということを考えさせられた1日でもありました。

それはさておきまして、今日は総務産経常任委員会ということで、付託議案のほう、承認第4号から議案第68号まで付託して議案として出されております。慎重にひとつご審議のほどをお願いをいたしまして挨拶いたします。よろしくお願いたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 本委員会に付託されました案件は、承認第4号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について、承認第

5号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について、議案第56号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第58号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第60号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第62号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について、議案第63号 田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事請負契約について、議案第64号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項1目、7目、5項）について、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、第2表、地方債補正、議案第65号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第68号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての承認2件、議案10件の議事であります。

これより議事に入ります。

承認第4号、承認第5号につきましては専決処分に関するものですので、一括説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 改めておはようございます。

それでは、議案書の2ページお願いします。承認第4号、専決処分の報告でございます。

3ページにありますとおり、令和元年度田上町一般会計補正予算（第4号）について専決をお願いするというので、令和元年10月の11日で専決処分をお願いするものでございまして、これらの内容につきましては先般の全員協議会でも報告をさせていただきました。

まず、承認第4号につきましては、台風19号に関連する経費ということで、内容についてはめくっていただきまして、4ページからお願いしたいと思います。令和元年度田上町一般会計補正予算（第4号）でございますが、101万3,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出それぞれ55億4,467万4,000円でございます。今回につきましては、特に大きな被害等はございませんでしたけれども、一部カーブミラーが倒壊、防犯灯が破損したという部分と、今回自主避難所を開設したということ

で、それらの関係、それから水防的な部分で職員が残ったりしましたので、その関係の時間外手当をお願いするものでございます。

内容について9ページ。歳入につきましては、財源としては20款繰越金、1項1目繰越金を、101万3,000円の財源をお願いいたしまして、めくっていただきまして、10ページ、歳出につきましては、2款総務費、1項4目交通安全対策費で14万1,000円。こちらにつきましてはカーブミラーの関係の修繕料。

それから、5目自治振興費が21万5,000円。こちらにつきましては、防犯灯の修繕料。

それから、9款消防費、1項4目防災費65万7,000円でございますけれども、こちらにつきましては、今ほど申し上げました関係の時間外手当勤務の増額をお願いするものでございます。

承認第4号は以上でございます。

引き続きまして、議案書の11ページ、承認第5号でございます。同じく専決処分でございます。めくっていただきまして、12ページ、令和元年度田上町一般会計補正予算（第5号）、これにつきましては令和元年10月の18日付けで専決処分をお願いするものでございまして、こちらにつきましてはチーム新潟ということで福島県の郡山市のほうへ職員を派遣するというような関連経費をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。令和元年度田上町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出それぞれ77万6,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,545万円とする内容でございます。

それでは、18ページでございます。歳入ですが、今回の財源、20款繰越金、1項1目繰越金77万6,000円、繰越金のほうから歳入の財源をお願いいたしまして、19ページ、歳出、9款消防費、1項4目防災費77万6,000円でございます。防災対策事業、職員手当、旅費、需用費ということで、先ほど申し上げましたとおりにチーム新潟ということで、田上町のほうで第2クール、それから第3クールということで職員のほうを派遣をさせていただきました。それぞれ2名ずつでございます。第2クールが10月29日から11月4日、それから第3クールが11月の4日から11月の8日までの間、それぞれ2名ずつ福島県の郡山市のほうに派遣をさせていただきまして、主な部分は家屋の被害認定調査等、そういう部分の業務を行ったところでございます。

専決処分については以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明がありました承認第4号、専決処分につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

10番（松原良彦君） 大変ご苦労さまです。私のほうから1点管理方法について、この承認第4号の街灯のことについて質問させていただきます。

実は台風の後、私が通ったら大正川のところの街灯が1本折れていまして、電気の線がぶら下がっていると、そういう感じで折れていましたので、早速役場のほうに連絡して取り替えることをお願いしたわけですが、こういう街灯の管理は聞いてみると各地区電気屋がまとめて、この地区はおまえさんだよ、この地区はおまえさんだよという、そういうふうになっているようなことも話も聞いておりますが、やはりこういう大きな台風が来るといようなことになると、職員の皆様のほうも街灯はどうなるか、道はどうなるか、草はどんなになっているのか、そういうところをやはり点検して歩くのも職員の方の仕事だと思うのですけれども、今回の例は電線にぶら下がって倒れていなかったからよいもので、あれが反対側のほうに倒れると車が通れないような状態でぶら下がるような格好になっております。そこら辺今後のことも考えてあの街灯を直したというか、そういう職員の皆さんどういふふうにしてこういう大きな台風が来るとき配慮していたのか、それともざっと回って点検してきたのか、そこら辺ちょっともう少しお話ができましたらお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 今回は、地域整備課のほうでパトロールした中で、こういう部分が倒れているとか、カーブミラーもそうですけれども、そういう部分の連絡を受けて今回対応したと。通常今松原委員がおっしゃるとおり、地区に管理してもらったり、業者から見てもらったりしている部分が大半だと思いますけれども、こういう災害があった場合については、地域整備課のほうで町内パトロールした中でそういう部分があった時点で、うちのほうで対応するというような形になっています。

10番（松原良彦君） つきましては、私も同じような仕事をしたことがありますので、すぐ直せといってもはしごをかけるわけにもいかない、バケット車みたいなものを使って線を取り替えないとだめだと思うので、思ったよりも経費はかかるかと思うのですけれども、そこら辺を今後のことを考慮して、時々しっかり見て回ると言っは大変失礼ですけれども、以後は気をつけてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

11番（池井 豊君） このカーブミラーと防犯灯についてですけれども、風雪害の共済、

保険等がこれは対象にならないものなのか、そういうものに加入しているのかどうか、そこら辺聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） そういうものには入っておりません。

11番（池井 豊君） 入って保険で払い戻ししてしていない。

総務課長（鈴木和弘君） 失礼。カーブミラーは入っていませんけれども、防犯灯については雷とかそういう部分については入っておりません。業者のほうでその分入っているということでございます。

11番（池井 豊君） 一般家庭においては、風雪害等で例えばもうテレビのアンテナが倒れたりなんかしても出るわけなので、今後のこともあるので、ちょっとそこら辺の検討をしてみてください。共済にそんなのあるのか、経費は費用対効果どうなのかというところをちょっと検討を求めておきます。

以上です。

8番（椿 一春君） 10ページのところの消防費の避難所の設置なのですが、今回早くに避難所を設置したのですが、その設置に当たるこういった基準で設置をしたというそのものと、あと今回台風で雨が多量に降ることが想定されていた中で保健福祉センターのそこを避難所としたという選定の理由なんかをお聞かせ願えればと思います。

もう一個、避難所というと武道場が、前回の水害のときもそこを選定していたのですが、なぜ今回保健福祉センターなのかというのを2点。

それともう一点、避難した方がどのぐらいなのか、お聞かせください。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 今回につきましては、前回、10月の18日のときに、特別委員会のときにも経過を含めて説明をさせていただきましたけれども、時系列ちょっと手元に皆さん資料ないかと思うのですけれども、10月の11日の日に町としては台風が近づいているということで、警戒対策本部ということで町長を初め、管理職を含めた中で協議をした中で、かなり大きな台風だろうということで、その時点で5時半に、翌日の10月の12日に自主避難所を開設するということで決定をしました。翌日も大雨注意報が出たり、強風の注意報が発令されたりした中で、同じく翌日の10月の12日の8時半にはもう一回警戒対策本部を開きまして、その時点での状況をまた掌握をし、再度警戒対策本部を3時にもう一度開きまして確認をした中で、その時点では雨はそれほど降らないだろうというふうな予報の中で、町としては保健福祉センターを避難所として開設をしたということでございます。その後も水位



的、安全的な部分を、雨がそれほど降らないだろうということで避難所に設定をしたということでございます。ちなみに避難された方は15世帯18人でございます。13日、日曜日ですけれども、6時ごろには避難所からお帰りになられまして、警戒対策本部を再度8時に開きまして、8時40分には避難された方は全員帰宅をされ、9時に避難所を閉鎖したというような内容でございます。

4番（渡邊勝衛君） おはようございます。先ほど鈴木課長のほうから、大雨が降らないだろうという予測でこの保健福祉センターですか、自主避難所にしたという話ですけれども、これに関してなのですけれども、1時間当たりの雨にした場合、どのような状態の場合に、特に今後また交流会館を使う可能性もあるわけでございますけれども、交流会館も一応大雨の場合はだめというような状態で言われておりますけれども、その雨量についてお聞かせください。

（総合的なこと……の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 今、副町長も言いましたが、総合的に見てどういう状況かという判断をしてやりますので、具体的にどのくらい降るからそうだとということではなくて、今後どれだけ雨降るかなという判断をした中で、漁港を見た中で避難所をどこに設定するかという形になりますので、今回はそれほど降らないだろうという予想の中で、保健福祉センターで大丈夫だろうということで設定をさせていただきました。

4番（渡邊勝衛君） 例えばそのような状態で多分大雨が降らないだろうという予測で自主避難所を開設した場合、もし降ったらどうするのですか。

総務課長（鈴木和弘君） そのために警戒対策本部を何回か開催をして、その都度、その都度最新の状況を判断した中で、場合によっては避難所を移すという、そういう選択もその中ですするという形になります。

4番（渡邊勝衛君） わかりました。最悪の場合、ただいま山のほうに避難所を移すというそういう可能性もあるということですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第4号に対する質疑は終了します。

続きまして、承認第5号についてご質疑のある方ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、承認第5号に対する質疑は終了します。

次に、議案第56号につきまして説明をお願いいたします。

なお、所管課からこれ手元に資料あると思いますが、この資料に基づいて課長が

説明しますので、よろしく申し上げます。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めましておはようございます。それでは、議案第56号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてということで、私のほうからご説明させていただきます。

議案書のほう、30ページ、31ページ、それから先ほどちょっと今委員長からお話がありました、参考資料ということで2枚ほどのA4資料でございますが、1枚お配りしております。そのらの資料で説明をさせていただきたいと思っております。

今回の条例につきましては、第1条の趣旨、第2条で固定資産税の課税免除、それから第3条で課税免除の申請、第4条で課税免除の取り消し、第5条、報告または調査、第6条、委任ということで、6条から成る条例の制定をお願いしたいというものでございます。

内容につきましては、こちらのお配りしました資料をもとに説明をさせていただきたいと思っております。今回の条例制定におきます背景でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、これは通称、地域未来投資促進法という名前と呼ばれておりますが、これが平成29年7月31日から施行されました。これは、地域の特性を生かしました成長性の高い事業に挑戦する企業に対しまして、国、県、市町村が税制、補助制度、規制の特例措置による支援を行っていくというものでございまして、町ではこの条例の制定によりまして、企業が地域経済牽引事業計画なるものを策定し、県の承認、国の同意を受けた場合に固定資産税の軽減措置での支援が可能になるということから、新たな企業支援策として条例の制定をお願いしたいというものでございます。

その下になりますが、自治体が計画を策定する必要があるということで書いております。これは平成29年度に策定済みでございまして、田上町は県内の自治体と同様に新潟県と共同、県が主体的にこの基本計画というものを策定しております。したがって、平成29年度に策定済みでございまして、田上町は独自でその計画を作っているものではありません。新潟県全域基本計画という名前で既に計画を作っております。

その下であります。企業は地域経済牽引事業計画を策定する必要があるということで書いてあります。企業は地域経済牽引事業計画を策定しまして、県の承認、それから国の同意を得る必要があります。その結果、企業は地域経済牽引事業者として認定されまして、町の条例制定後には固定資産税の軽減が受けられるという形になります。

それでは、固定資産税の課税免除の概要がどうなっているかということですが、その下でございませう。指定となる地域は、田上町全域における地域が対象となります。対象となる分野でありますが、県の基本計画に定める分野ということで11分野、幅広い分野が該当になります。一例を挙げますと、地域の特性というものがありますので、必ず頭に「新潟県の」という枕言葉といたしますか、名称が付きませう。ここでは、新潟県の食料品、機械、金属、化学、電気機械、電子部品、輸送用の機械などの産業集積を活用したものづくり分野という部分含めて11分野が対象になるという形になっています。

必要な要件につきましては、土地、建物、償却資産のうち構築物の合計が1億円を超えるものが要件に該当します。農林水産業の関係は、5,000万円を超えるものという形になります。

裏をめぐっていただきたいと思うのですが、課税免除となるものということになります。土地取得の日から起算しまして1年以内に建物または構築物の建設に着手した場合の土地と、それから建物、構築物は直接事業の用に供する場合、事務所等にかかわるものは除いてであります、そういうものが課税免除となります。

免除の期間につきましては、固定資産税が新たに課される年度から3年間課税を免除しますということになります。

課税免除の手續につきましては、主なものということですが、県の承認、それから国の同意以降に試算を取得した者が対象となるということで、翌年の1月に償却資産の申告、あわせて優遇措置の適用について該当がある場合に、田上町固定資産税課税免除申請書という書類を役場のほうに提出をいただきまして、申請内容確認後、課税免除の適用範囲について決定させていただきます。相手方のほうに承認あるいは不承認の通知書の送付をさせていただきます。その後、課税額の変更、それから納税通知の送付を行いまして、仮に課税免除の対象外となった資産について本田上工業団地内での該当者につきましては、田上町本田上工業団地内工場設置促進条例にて、その差額について奨励金を交付するというございませう。これは条例の第2条のところの中段以降にその内容が書かれておりますので、ごらんいただきたいというふうを考えております。

その他ということですが、課税免除による町に対する交付税措置はございまして、減税額の75%が交付税算入されるということで確認をしているところでございます。

こちらの条例の概要につきましては以上であります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま議案第56号につきまして説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案第56号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 質問いたします。

対象となる分野というので、11分野示されているのですけれども、田上町においてこの対象となり得る事業者数というのは幾つぐらいになるのかというのと。ことをこれ実際に減免対象になるとどのぐらいの金額が想定されているのかというか、担当課としてどのぐらいの減免が想定されると思われていますか。ちょっとそこら辺全部が全部の事業所が出すわけではないだろうし、全部が全部通るわけではないと思うのですけれども、想定減免額ってどのぐらいになると想定されるのか、予測していたら聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今の地域未来投資促進法のこの関係で、既に地域経済牽引事業計画を策定している事業所は田上町には3社ございます。

11番（池井 豊君） 3社。

産業振興課長（佐藤 正君） はい。3社ございまして、既にそういう形で国、県とか、そういった形の税制、補助制度等々の特例措置による支援を受けておられる。固定資産税の減免の部分はもうこれからということで当然なりますが、基本的にはそういう形で県の承認を受けているということで確認をしております。ただ……

11番（池井 豊君） 減免想定額。

産業振興課長（佐藤 正君） 減免想定額。

11番（池井 豊君） だから、どの程度影響があるのか、想定できないならできないと言ってくればいいですから。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のところその辺の試算はしておりませんで、今のところはちょっとできません。申し訳ありません。

11番（池井 豊君） わかりました。その程度のものだということだね。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

なお、番外の傍聴人にも発言は許可しておりますが。

傍聴人（高橋秀昌君） ただいま課長のほうから、田上町は3社が県が承認しているということでありますので、その社名をお知らせ願いたいのが1つ。

2つ目は、私はこの田上町の条例案ではどういうケースについて対象とするのか、具体的に載っていないのです。つまり県の計画に乗って作ったらという表現なので

す。だから、ここだけを見てもどういう計画書の内容を作ったら対象になるのかがわからないというのがありましたので、調べてみましたら新潟県の計画の中に事業の先進性なのだと。売上げの伸び率が年間5%以上5年間平均よりも伸びないわけ。償却資産の取得の額は2,000万円以上、かつ前年度の減価償却費の10%以上の所得がなければならぬよと書いてあるのが見つかったのです。そのときに、えっ、私はこれは田上町の中小の企業家の皆さんの活動に資するものだと思っていたら、実際には極めて限定した田上町の企業家にしか該当しないのではないかという疑義が生まれたのです。

そこで伺いたいのは、この私が今調べた結果の3つの点はそのとおりなのかどうか。そしてそれは田上町の少なくない中小企業の皆さんの対象になり得るのかどうか。この点での町の見解をお願いします。あり得るとしたらどうしてあり得るのかを説明してください。

産業振興課長（佐藤 正君） まず、3社でございますが、本田上工業団地内にあります丸一鋼販、それからレーザーテクノ、それから中郷工業団地内にあります田上化工、3社が県のほうの承認を受けているということで確認をしております。

それから、先ほどのお話のように、承認条件のところ、それを高橋議員のほうでお話しされましたが、要件、地域の特性を活用するというので、先ほど対象となる分野ということで一例申し上げましたが、それ以外にはそれぞれ要件の中には、例えば取引額については3%の増加でありますとか、売上げも3%の増加、いずれかの経済効果が見込まれるということで、取引額は3%増加、売上げも3%増加、雇用数は2%増加、それから雇用者の給料の支給額は5%増加ということで、県の基本計画の概要にはそのように書かれております。したがって、町の中で確かに該当する企業がこの中にどの程度おられるかという正直なところ、担当課のほうではちょっと調べておらないところでありますが、正直限定的なものではもしかするとあるのかもしれませんが、町としましては企業支援の一環ということで進めてまいりたいということから、今回条例の制定をすることで固定資産税の減免が可能になるということから、このような形で今回条例制定をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

傍聴人（高橋秀昌君） 私が調べた中で出てこなかったところでは、3%の売上げもしくは取引3%の増加、雇用が2%の増加、もう一つ5%何だかちょっとわからないのですが。

(給料ですの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 雇用者の給料支払い。

傍聴人(高橋秀昌君) 給料支払い5%アップということが新たに出てきたのですが、そうすると田上町における中小企業、今、丸一鋼販、レーザーテクノ、田上化工、恐らく中小企業の部類に入るだろうな。ちょっと丸一鋼販はわかりませんが、この2つは中小企業に入るわけでありますが、そうすると少なくない町にある、町が本社である事業主も対象になり得るというように考えておられますでしょうか、伺います。

産業振興課長(佐藤 正君) 今おっしゃられたとおりで、そのような形で田上町の中のそういった企業につきましても該当する企業は出てくるのかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

傍聴人(高橋秀昌君) 終わります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

ないようですので、議案第56号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第57号について説明をお願いします。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、議案書32ページお願いいたします。議案第57号、ちょっと長いのですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定ということでございますが、今回成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されました。これは、今までであれば成年被後見人等であることだけを理由に不当に差別されていた。そういう部分は今回そういうことがないように改めるような形で国の法律が改正をされましたので、今回それに合わせて町で関係する部分の幾つかの条例を改正するというようなことでございますので、お願いをしたいと思います。

条例については33ページからですが、33ページの裏に新旧対照表がありますので、そちらのほうで順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1条の関係です。こちらが田上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。ここの中で、旧の第18条の期末手当のところ、地方公務員法第16条第1項の規定ということで旧の部分書いてあるかと思うのですが、ここが地方公務員法第16条の第1号ということで、欠格事項ということで、成年被後見人または被保佐人ということでこれが実はうたわれておったのですが、今回その部分が今ほど申し上げた関係で削除されましたので、この関係が新しい部分

でなくなったと。それ以降についても、失職とか、そういう部分がこれらに今まで関係していた部分もありますので、これらを全て改正をしたというのが田上町職員の給与に関する条例の一部の改正でございますし、資料ナンバー4に行きますと、今度第2表関係ということで田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、旧のところでは第4条、欠格条項のところでは第4条第1項第1号のところでは、成年後見人または被保佐人ということで、この文言が今回の地方公務員法の改正に合わせて消防団員のほうも同様の措置を講ずるということで、この部分を削除するという形になります。

その下の第3条、田上町印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましても第2条の登録資格ということで、成年被後見人という部分を今回は意思能力を有する者ということで、登録に関しましては削除ということではなくて、印鑑登録の意思表示が可能かどうかを確認できれば、登録ができるということで改正をさせていただいたという部分でございます。

それから、資料ナンバー5。こちらにつきましては第4条関係ですけれども、これは田上町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、旧のところの第23条第2項第2号のところでは法第34条の20第1項第4号という部分、これが児童福祉法の関係なのでございますが、児童福祉法にもこの関係がございまして、この第1項第4号を今回新で1号繰り上げなわけですけれども、第1号のところと同じように成年被後見人または被保佐人ということでこちらの部分が同じく今回削除されましたので、それに合わせてこの条例を改正するというような内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明があった議案の説明に対しましてご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第57号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第58号につきまして説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） では、議案書の34ページからになります。議案第58号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定ということでございまして、こちらにつきましては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、新たに会計年度任用職員制度の導入ということで、会計年度任用職員に係る給与あるいは費用弁償について規定を整備するというような条例の内容になっております。今回は、参考資料ということで皆様方にお配りをさせていただ

だいております。この内容については、先般の全員協議会のほうでも説明をさせていただきましたとおり、今までの臨時職員の取り扱いについて今回国のほうで効率化をすることで、新たに会計年度任用職員ということで正式に明文化して、なおかつ今まで期末手当を田上町は支給をしておりましたけれども、これらについても支給を可能にするというようなことで、統一的に法律が終わりましたので町も新たに改正をさせていただくという部分で、新たにこの部分については条例を制定をさせていただくというような形になっております。

それでは、議案第58号の参考資料ということで、こちらについて説明をさせていただきます。ありますか。この前議運のときに配りましたけれども、議運以外の皆さんには議案書と一緒に配りをさせていただいたのですけれども、ありますか。いいですか。それでは、今ほど申しあげましたように、制定の理由については今ほど申しあげましたように、地方公務員法の改正がされまして、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給料、それから費用弁償を新たに定めるというような改定でございます。条例的には、趣旨、今ほど申しあげました給与、費用弁償について定めると。

それから、給与の種類ということで、種類によって、フルタイム、それからパートタイムということで、会計年度任用職員それぞれ分かりますけれども、フルタイムについては、給料、通勤手当、時間外、休日、期末手当というふうになっております。パートタイムについては、報酬、それから期末手当ということになっておりますけれども、基本的には給料、通勤で、フルタイムの給料、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当はその報酬のほうに含まれるということでございますので、この辺が変わるという内容ではございません。

それから、第3条からについてはフルタイムの関係になります。これにつきましても、今度我々の職員の給料表をベースにして設定をするというような形になっておりますので、具体的にはこれは規則のほうで定めるという形になっておりますけれども、条例の中では規則で定めるというふうになっておるのですけれども、今回その部分を抜粋をいたしまして、第5条の規則で定める基準、職種別の基準表というのは、一般事務であれば、大学卒であれば1級13号給をということで、それぞれ職種に応じてそういう形で給料等に位置づけをしていくというような形になってございます。

それから、めくっていただきまして、本町に関係するのが第11条、期末手当については、支給割合は常勤職員の規定を準用するというところで、今までであれば1.45、



我々の職員が60歳で定年を迎えた後で再任用するときに、期末手当の支給は1.45ということの基本、それに準じて今まで臨時職員のほう期末手当を出していたのですけれども、今回はこの会計年度任用職員の条例というか、国のほうの法律が変わりましたので、職員と同じという形で2.6月で手当のほうを支給をさせていただくという形になっております。

それから、第13条までがフルタイム、それから第14条以降はパートタイムという形で、職員に準ずるではないという部分の区分けをしているのですけれども、そういう形でそれぞれ報酬から時間外とかという形でほとんど同じような内容のことが書かれておまして、パートタイムにつきましては第18条のところにあります期末手当、今ほど申し上げましたように常勤職員の規定を準用するというので、こちらについては2.6月の支給をさせていただくというような形もあります。

あと、今ほど申し上げましたそのほかの条例等につきましても、フルタイム、それからパートタイム、それぞれ内容的にはもう変わりございません。時間的な部分での違いはありますけれども、内容的にはほぼ変わらないということで、この前全員協議会のところでも説明をさせていただきましたように、基本的には今臨時で来られている職員の方については、今までもともと報酬、手当を払ったという方が32人程度いるのですけれども、その方が今回今度は職員並みで2.6というふうな形になります。この前説明をさせていただきましたように、これに関係する影響額としては570万円くらい増えるということですが、今回はそういう形で改正をさせていただくということでございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

傍聴人（高橋秀昌君） 私は本会議の際に、この任用に関して臨時職員が結局固定化されないかということに対して、町長は固定化するものではない。ただし、年齢制限というのはどうしても加わるという説明がありました。

そこで考えてみたのですが、公務員の募集は大体ですが、28歳までということがどうもあちこちにあるようなのですけれども、田上町の場合、例えば5年間臨時でおられます。そういう人たちが年齢制限を加えられたときに、28歳を超えとなかなか正規職員の採用試験を受けることができないというような条件がつきはしないかという疑義があるのですが、この点では田上町の実態として、そうした28歳という限定はないよということになるのか、あくまで今後の新しい条例のもとでどうい

う方向で進もうとしているのか示していただきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 私は今年戻ってきたあれですけども、大体30歳ぐらいだと思うのですね、年齢制限を加えて。あとはそうですね、今までもそんなですよ、町長。30歳ぐらいの募集をしているというのが実態ですし、職種によって、あとその職員の年齢構成によっては、場合によっては拡大したりすることはありますけれども、今は基本は30歳をほとんどベースにしてやっています。

傍聴人（高橋秀昌君） それではだめなのだ。それでは職員になれないのだ。

町長（佐野恒雄君） 職員の採用については、特に年齢について固定的な考えは持ってはおりません。ただ、いかに新陳代謝というか、やはり若い職員はなるべく年齢構成も含めて採用したいというふうに思っておりますので、一般住民に対してはおおむね30歳までをとというような考えで募集をすることが多いです。ただし、職種によって、例えば保育士については今年採用でしたっけ。去年の採用でしたか。

総務課長（鈴木和弘君） 去年です。

町長（佐野恒雄君） については、たしか35歳までを募集要件にしたかなというふうに思っております。ただ、どうしても家庭の都合で臨時職員として長年勤めていた方もいましたので、その方々に対しても門戸を開きたいなという考えもありまして開きました。ただ、残念ながら応募がなかったのであります。それは余談であります。あと例えば看護師とか保健師については、なかなか若くするとかなり資格を持っている人が大分限られているものですから、ある程度の年齢を上げて、40歳までとかといったような方もありますので、大体そんなような考えで、それぞれ具体的には考えていませんが、募集の際に今の職員の年齢構成等を見ながら判断して募集をするようにしております。

以上です。

傍聴人（高橋秀昌君） 田上町が柔軟な対応をするということで確認しておきたいと思えます。

終わります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第58号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第59号について説明願います。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の42ページお願いします。議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ということでございますが、こちらにつきましても今回の地方公務

員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度に伴いまして、関係するような条例の所要の改正を行うということでございますので、お願いしたいと思っております。

今回関係するのは、議案書の44ページの裏のところに資料ナンバー6がありますけれども、第1条関係は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、休職の効果ということで第3条第4項のところに新たに会計年度任用職員の部分についてを今回追加をさせていただきましたし、資料ナンバー7のところにつきましても職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部、これにつきましても同様に会計年度任用職員の部分について、こちらのほうで新たに追加をさせていただくというような内容でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー8。第3条関係、田上町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、別表第1の車賃というところでございますが、これは旧は50円ということですが、今回これは特段その部分に改正する部分でございませんでしたが、今まで私有車の関係をこの50円ということで条例上うたっていたのですけれども、運用上は特にこれは実は使っておりませんで、実際に公共機関を使ったものについてを積算として使っていたのですけれども、近隣の市町村の状況を踏まえた中で、キロ20円ということで今回改正をさせていただくというようなでございます。

それから、資料ナンバー9につきましても、第4条関係、田上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同じように会計年度任用職員を今回新たに追加をさせていただくという内容でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー10。第5条関係でございますが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというところで、費用弁償第4条の第3項、別表第1のところでは区長関係、これは全協のときも議論はありました。議運のとき、また本会議場でも高橋議員のほうからありましたように、区長関係を国の法律の改正の中では、今回この区長についてはこの会計年度任用職員のほうには入らないということになります。そして、今回削除するというところでございますが、今後少し町長も本会議場で回答させていただきましてけれども、少し状況を踏まえた中で今後どういうふうな対応がいいかということで検討させていただければと思っております。

資料ナンバー11は、先ほどの私有車の関係の改正でございます。

それから、資料ナンバー12でございます。田上町職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例でございますが、これも同様にそれぞれ会計年度任用職員が新たに条例的に選定を先ほどさせてもらいましたので、その部分に係る部分それぞれの条例を改正するということでございますので、お願いをしたいと思います。

それから、資料ナンバー13。第7条関係、ただいま人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましても同様に会計年度任用職員の条例制定に伴う部分でございますので、お願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方、ご発言願います。

傍聴人（中野和美君） 2017年にこれを労働契約法が改正されまして、5年を超える雇いがあったときに、本人が申し出ることによって無期の正社員に転換するというルールが施行されたのですけれども、それはこういう町とか行政には適用にならないのでしょうか、教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） それは、公務員のほうには該当しません。

傍聴人（中野和美君） ただ、やはり雇用が安定しないということで、勤めてくださっている方も5年も働いていけば仕事もなれてきて、いろんなことも覚えてきて、とてももったいないもう人材になっていると思いますので、先ほど高橋議員の質問にもありましたけれども、柔軟に対応するということですので、その辺よろしく願いいたします。ありがとうございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第59号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第60号の説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の45ページお願いします。議案第60号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正ということでございますが、こちらにつきましては新潟県の人事委員会勧告及び人事院勧告に伴いまして、一般職の給料及び住居手当の改正をお願いするものでございまして、こちらにつきましても議案第60号の参考資料ということでお配りをしてありますが、ありますでしょうか。

（はい、ありますの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） いいですか。

（はいの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 概要的には、今ほど改正理由として新潟県の人事委員会勧告及び人事院勧告に伴い、一般職の給与を改定するというところでございます。

改正の内容については給料表の改定ということで、これにつきましては初任給及び若年層の給料の月額を引き上げるといってございまして、初任給大学卒で1,500円、高卒で2,000円の引き上げをまず行いますし、若年層おおむね30歳代半ばまでの職員になりますけれども、その辺の給料表を改正をさせていただくといふこととでございます。

それから、第2条関係ということで住居手当の改正がされます。手当で支給対象となる家賃額の下限の引き上げ、今まで1万2,000円だったのが1万6,000円に引き上げをさせていただきますし、手当額の上限を1,000円引き上げると。上限が今まで2万7,000円を2万8,000円にするというような形での改正がされます。

それから、改定の実施時期につきましては、給与表の改正第1条関係については平成31年4月1日にさかのぼってということになりますし、住居手当の改正につきましては令和2年、来年の4月1日から施行するということになっております。ただ、そこに米印がありますとおり、住居手当の経過措置ということで、2,000円を超える減額となる職員につきましては、令和2年度の1年間については減額の上限を2,000円という形で経過措置がとられておりますので、お願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） これ聞いていなかったと思うけれども、田上町におけるこの影響額ってどのくらい、総額幾らになりますか。言ったっけ。

総務課長（鈴木和弘君） 今回の人勧による影響は99万3,000円。

11番（池井 豊君） あっちが99万円、45人、99万3,000円というのは。

総務課長（鈴木和弘君） そうそう。

11番（池井 豊君） それが……

総務課長（鈴木和弘君） 人勧。

11番（池井 豊君） ああ、これ全部で人勧。そっちが人勧なのだ。

総務課長（鈴木和弘君） はい。

11番（池井 豊君） えっ、俺何か勘違いしていたか。

総務課長（鈴木和弘君） 多分議運のときにも話をしたの、住居手当が25万2,000円、これなのですけれども、令和2年度は先ほど申し上げましたように上限が2,000円になりますので、22万8,000円。

11番（池井 豊君） 22万8,000円。

総務課長（鈴木和弘君） はい、それが影響額になります。

11番（池井 豊君） はい、わかりました。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第60号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第62号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の53ページをお願いします。議案第62号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定ということでございますが、今回指定をお願いする業者は、今も指定管理をお願いしております南蒲原郡田上町大字石田新田305番地の1の有限会社クオリティーサービスを引き続き指定管理にお願いしたいということで、指定の期間につきましては令和2年4月1日から令和7年3月31日までということになっております。

これについても全協でご説明しましたとおりに、令和元年の8月の16日に募集をし、10月4日が応募期限だということだったのですが、今現在指定管理をしているクオリティーサービスのみでしたが、その後10月の6日に1次審査、10月16日に2次審査、プレゼンをし、11月5日に2次審査の決定を踏まえて今回指定管理の指定ということで議案のほうを上程させていただきました。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、議案第60号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第63号 田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事請負契約について説明願います。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、54ページをお願いします。議案第63号 田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事請負契約でございます。

こちらにつきましては指名競争入札ということで、契約金額が3億690万円ということで、契約の相手方として株式会社本間組三条営業所と契約をしたいということでございます。これにつきましては、11月の20日に指名競争入札を行いまして、今ほど申し上げました株式会社本間組三条営業所がこの契約金額で落札をしたということで、予定価格が5,000万円を超えていることから現在は仮契約を締結しておりますので、今回議決をいただいてご契約という形になっておりますので、お願いをし

たいと思います。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ご質疑のある方。

11番（池井 豊君） 今回この地域学習センター3回目の入札ということで、田上町史上初のそういう事態に陥ったわけなのですけれども、結果的に落札されてよかったとは思っております。ただ、そういう2回の不調があった中、参考資料を見ると、何とこの3回目やった9社中、2社だけがその予定価格の内輪にしか入っていないという、このような状況でございます。これに対して適切な予定価格の設定が本当になされていたのかどうかというところを今後ちょっと精査する必要があると思っておりますけれども、それに関するご意見等、まさかとは思いますが、不調を避けるがために予定価格の漏えいや談合等が行われた節はないのかというところをあえて確認しておきます。お聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） この金額については、1回目、2回目不落だということで議会の皆さんには説明をさせていただいた中で、一部資材の高騰とか人件費が増えていくということをよくよく見直しをして、今回指名競争入札ということで結果的にこういう形になっておりますので、予定価格は私どもとしては適切だったというふうに見ていますし、池井委員が心配されている談合はありませんでした。

以上です。

11番（池井 豊君） 一応さっとは見ている。情報漏れなかったね。

総務課長（鈴木和弘君） はい、なかったです。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第63号に対する質疑は終了します。

一旦ここで、暫時休憩といたします。

午前10時08分 休 憩

---

午前10時25分 再 開

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） それでは、休憩前に引き続き議事を再開します。

次に、議案第64号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項1目、7目、5項）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、第2表、地方債補正について執行側の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の55ページからになります。議案第64号令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出それぞれ2,130万3,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出それぞれ55億6,675万3,000円とするものでございます。あわせまして地方債の変更ということで今回町債を増額をさせていただきましたので、地方債の補正ということでお願いするという内容でございます。

それでは、第2表、59ページの部分は、後ほど説明をさせていただきます。

それでは、62ページお願いいたします。歳入です。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金199万3,000円の補正をお願いするものでございまして、1節社会福祉費負担金マイナスの22万9,000円でございます。これは、国民健康保険の基盤安定負担金の交付決定に伴う減額ということでお願いいたします。

それから、2節児童福祉費負担金222万2,000円でございます。子どものための教育・保育給付費負担金ということで、後ほど県のところも出てきますけれども、今回ですが、広域入所の委託料増加ということで、当初予算では11名見ておったのですが、今現在14名ということで3人分増える、それに伴う分の支出の国庫負担金であります。それから、地域型給付費負担金ということで小規模保育事業、これルーテルのつくしルームということでございますが、これも当初予算の段階で月7人ということで見込んでいたのですけれども、実績として今、月8.9人ということでございますので、これに伴う負担金でございます。それから、施設型給付費負担金、これにつきましても当初50人ということで見ていたのですけれども、9月から1名増員、入園するというので、その1名分ということで今回それに伴う部分の負担金が増額ということでございまして、今回国庫負担金を増額しているものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,120万円でございます。社会資本整備総合交付金ということで、今回交流会館あるいは道の駅の関係の部分でございますが、当初の段階で交付金の内示が不明瞭だったのですけれども、交付決定が来ましたので、今回増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金82万2,000円でございます。児童福祉費の補助金ですが、子育てのための施設等利用給付費交付金82万2,000円。こちらにつきましては10月から幼児教育・保育の無償化ということでございまして、これに関係する部分の経費を今回新設になります。当初予算の段階では正式な部分がわからなかった部分もありますので、今回それに見合う部分を新たに歳入として計上するという



内容でございます。

続きまして、16款県支出金、1項1目民生費県負担金24万9,000円でございます。1節の社会福祉費負担金70万4,000円の減額でございます。こちらは、先ほどの国庫支出金同様に国保の基盤安定、それから後期高齢はこちらのほうに入ってきますので、後期高齢のそれぞれ基盤安定の交付決定に伴う部分で70万4,000円のうち国保の部分が26万円の減、後期高齢が44万4,000円の減という形になっております。

それから、2節の児童福祉費負担金については95万3,000円でございますが、先ほど申し上げました国庫負担金の内容と同様でございます。基準額が4分の1でございます。

めくっていただきまして、63ページ、2項県補助金、2目民生費県補助金51万1,000円でございます。これにつきましても、先ほどの国庫補助金同様でございます。無償化の関係等でございます。

それから、5目農林水産業費県補助金33万7,000円でございますが、4節水田農業構造改革対策事業費補助金でございます。これ後ほど歳出のほうでも説明がございしますが、離農者による2名分に伴う部分の交付金の受け入れでございます。

19款繰入金、1項1目国民健康保険特別会計繰入金139万4,000円でございます。国保のほうで平成30年度の実績に伴い、精算分を今回繰り入れする内容でございます。

続きまして、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億3,010万3,000円。今回歳入、国庫負担金なり、起債のほう社会資本整備の関係で交付決定になりました関係で財政調整基金を繰り戻しをさせていただきました。ちなみに、今現在の見込みで7億2,900万円ほどになるという見込みになっております。

64ページ、22款町債、1項1目総務債7,490万円ということで、公共事業等債、これにつきましても交付金が決定したことによりまして、当初の段階で交付金も未定でしたし、充当率についても当初6割程度見ていたのですけれども、少し充当率の部分を引き上げをさせていただいて、今回増額をさせていただくということでございます。

この増額に伴いまして、59ページのところで第2表、地方債の補正ということで都市再生整備事業、補正前の2億7,010万円でしたが、3億4,500万円ということで、今後借入れを準備をする上でこの限度額を引き上げをしておかないと借入れができない部分がありますので、今回起債の増額に合わせて地方債の補正も限度額の引き上げをさせていただいたところでございます。

歳入は以上でございます。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出のほうに移らせていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費でございます。1,118万円減額をお願いするものでございます。内容につきましては扶養手当ということで、受給要件を満たさなくなったための減ということでございます。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費107万3,000円の減でございます。先ほど給与改定の関係、県の人事委員会勧告と国の人事院勧告に伴う分の職員給与改定のほかに、3 節の特別職の期末手当、それから4 節の共済費、特別職の共済組合の負担金ということで大きな減額となっておりますけれども、これ副町長の関係予算額100%ということで見込んでおりましたけれども、就任が4 月からということでございますので、その分に伴う減という形になっております。

それから、66ページ、2 款 1 項 7 目企画費37万2,000円でございます。こちらにつきましてはふるさと納税の関係なのでございますが、ポータルサイトによってはそれぞれの利用した場合の手数料、それから使用料の関係で寄附額に応じてとかいろいろまちまちなのですが、その部分の関係で金額が不足になりますので、今回追加をお願いをしたいという内容でございます。

それから、めくっていただきまして、67ページ、1 款 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費でございます。5 万1,000円の増でございますが、こちらにつきましては先ほどの給与改定、県の人事委員会勧告、国の人事院勧告に伴う部分での給与改定の経費になります。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、71ページのほうをごらんいただきたいと思えます。71ページの下段部分になりますが、6 款 1 項 4 目水田農業構造改革対策事業費につきましては補正額33万8,000円の補正をお願いするものでありまして、内容につきましては、水田農業構造改革対策事業ということで機構集積協力金の交付金ということでございます。これにつきましては、離農や農業の転換により地域の中心となる経営母体の農地集積に協力する農業者10アール当たり1 万5,000円を交付する関係で、国から100%の補助を受けて今回補助金を交付するというものでございます。

続きまして、その下、72ページになります。7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費でございますが、商工総務事業45万1,000円の補正をお願いするものでございます。内容は、人事院勧告によります給与改定に伴う職員の3 人分の給与、手当、共済組合の負担金のほか、時間外勤務手当につきましては現在事務を進めておりま

す公共事業の見直し、それから道の駅事業に係る業務の多忙によりまして関係経費が不足する見込みのため、やむを得ず補正をお願いするものであります。

続きまして、その下、4目湯っ多里館事業費になります。湯っ多里館管理事業につきましては100万円の補正をお願いするもので、内容につきましては11節需用費、修繕料におきまして施設設備等の修繕料に不足が生じるため、やむを得ず補正をお願いするものでございます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） では、続きまして、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございますが、105万9,000円の補正をお願いするものでございます。

1ページをおはぐりください。そのうち5万9,000円につきましては給与改定に伴うものでございますので、説明を省かせていただきます。

19節の負担金補助及び交付金の100万円でございますが、国道403号小須戸田上バイパスの開通式の負担金でございます。この国道403号の小須戸田上バイパスについては順調に工事が進んでございまして、今まで令和2年の春にはとっておったのですが、今年うちの3月末までには順調に工事が進んでいまして、開通式の予定となっております。その負担金でございますが、実行委員会方式での開通記念式典を行う予定でございまして、新潟市が3分の1、秋葉区が3分の1、田上町が3分の1で都合総額300万円での総体で行うわけですが、そのうちの田上町分として3分の1で100万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明は終わりました。

ただいま説明のありました議案第64号について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 地域整備課長、開通式のことなのですが、これは久々に新潟市との開通になるわけなのだけれども、これは田上町側から開通式するのか、新潟市側から開通式になるのか、どういうイメージになっているのか。あと工事の進捗状況的には、私ほぼほぼもう終わって、あと線引くだけだというふうに聞いたのですけれども、進捗状況としては本当に工事そんなほぼほぼ終わっているのかどうかというところをちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） この開通記念式典でございますが、当町については記念式典を交流会館でやります。それから、新潟市側から田上町側のほうに開通式をや

る予定になっています。

(新潟市のほうからの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 要は鎌倉のほうから中店のほうに記念パレードというか、  
開通式をやる予定になっています。

工事でございますが、ほぼほぼ終わってございまして、もう現地を委員の皆さん  
見ればわかるので、舗装はほぼほぼ終わって、ラインとまだ街灯というか、電気と  
いうか、照明灯、照明設備と看板関係がまだついてございませぬので、それらとい  
うことでございます。よろしくお願いいたします。

4番(渡邊勝衛君) 今ほど池井委員のほうからも話ありましたが、開通式の関係なの  
ですけれども、今まで当然役場前とか工業団地あたりまで全部随時開通してきたの  
だけども、そのときもやっぱり金が、あれ払ったわけですか、開通式のとき。

地域整備課長(土田 覚君) 部分供用につきましては今までずっとやってきたわけな  
のですけれども、今部分供用のときについては費用はかかりませんでした。

(何事か声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 今回は、小須戸田上バイパスの羽生田からもう全線開通  
するという意味合いで大々的にやりますので、実際的には未供用の中店から鎌倉ま  
でということでパレードをやりますけれども、全線的なその羽生田の交差点からが  
小須戸田上バイパスでございますので、それをもう要は事業関連全部終わるとい  
うことで大々的な記念式典をやるということでございますので、よろしくお願いま  
す。

4番(渡邊勝衛君) それで、300万円ということでございますけれども、やはりその300万  
円かけてメリットがあるのかないか、そこらはどうです。

地域整備課長(土田 覚君) 記念式典につきましてはここでやりますけれども、ここ  
でやっぱりいろんな催し物をやる予定になっています。そういう今年費用もかかり  
ますし、開通式のときには委員の皆さんわかるとおり、門とか、テントとかも相当  
準備しなければならないわけですし、またここからの移動のバスを借り上げる費用  
もかかりますので、いろんな意味での事務費がかかるということでそういう3分の  
1ずつということでございます。

以上でございます。

(メリットさの声あり)

副町長(吉澤深雪君) すみません、肝心なメリットということがなかったのです。その403号  
バイパスの小須戸・田上間が完全に完成、全線開通するということで、それ大々的

にPRする必要がある関係から、そういう意味ではこのお金をかけてでも全面的に県内に対して大きくPRして、町の活性化なり、実用的に進めていきたいというふうに考えています。

傍聴人（高橋秀昌君） 今の件なのですが、いろんなお金がかかるという、抽象的なものだけでも、もう具体的にわかっているのでしょうか。わかっていたら参考資料なり、皆さん300万円で驚いているのだけでも。副町長は全線開通なのだからという理由なのだから、何にどれぐらいかかるかというそういうのわかれば資料として出していればいいのではないかと思うけれども。

（まだ決まっていないからとの声あり）

傍聴人（高橋秀昌君） まだできていなければ後だけでも、ただほら300万円かかりましたよ、田上は100万円ですよだけで、めくらで賛成するというのはどういうものかということです。よろしくお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） まず、実行委員会が1月の頭にもう立ち上がりますので、その中で予算組みをされるわけですので、今のところでは詳細はわかりませんので、よろしくお願いします。秋葉区のほうで事務局的なものをやるわけなのですからけれども、私どもと一緒にやるわけなのですからけれども、総額300万円くらいという、とりあえずという、とりあえずという言い方も悪いのです。もくろんだ中での事業費でございまして、よろしくお願いします。

以上でございます。

傍聴人（高橋秀昌君） わかり次第ぜひ配付をお願いします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） いいですか。

傍聴人（高橋秀昌君） 以上。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第64号に対する質疑は終了します。

引き続き、議案第65号、議案第68号、いずれも特別会計に関するものですので、一括説明をお願いいたします。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、議案第65号 令和元年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加するものがございます。その主な内容については、一般会計同様、職員の給与改定に伴う関連経費の追加をお願いするものがございます。

それでは、ページをおはぐりになってください。85ページになりますが、歳入でございますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で5万7,000円をお願いするも

のでございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございますが、2万9,000円の補正をお願いするものでございます。これらにつきましては、先ほど来お話、給与改定に伴うものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、2款1項1目下水道事業費でございますが、2万8,000円の補正をお願いするものでございます。これも給与改定に伴うものでございます。よろしくお願いたします。

それから、議案第68号をお願いいたします。議案第68号につきましては、106ページになります。よろしゅうございますでしょうか。議案第68号でございますが、同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。収益的支出の予定額に4万1,000円を追加し、資本的支出の予定額に4万9,000円を追加するものでございまして、その主な内容につきましては一般会計と同様、職員の給与改定に伴う関連経費の追加をお願いするものでございます。

おはぐりになってください。108ページになります。収益的支出の支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原浄水及び配給水費でございますが、補正額4万1,000円をお願いするものでございます。内容については、給与改定に伴うものでございます。

1ページおはぐりになってください。資本的支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、10目事務費でございますが、4万9,000円の補正をお願いするものでございます。これらについても給与改定に伴うものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、議案第65号並びに第68号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決に行います。

承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案

のとおり決定しました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見がある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり決定しました。

議案第56号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第58号について討論に入ります。ご意見がある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第59号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり決定しました。

議案第60号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第62号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第63号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第64号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決定しました。



次に、議案第65号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第68号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午前10時56分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年12月10日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一